

# 令和4年度 北区認証保育所等

## 保育料補助制度のご案内

### I. 事業概要

北区では保育を必要とするお子さんが認証保育所等を利用している場合、保護者の方に、認可保育園を利用した場合に支払う保育料との差額に応じて補助を行っています。

なお、幼児教育・保育の無償化の対象世帯は、保育料補助に施設等利用費を上乗せして交付します。詳細は、「幼児教育・保育の無償化のご案内（認可外保育施設等）」をご確認ください。

#### 1 対象施設

- ▷ 東京都認証保育所
- ▷ 北区家庭福祉員
- ▷ 地方自治体から公費による補助を受けている認可外保育施設（※）

※ 認可保育所等、企業主導型保育事業施設及びその他の認可外保育施設は補助対象外です。



#### 2 対象者

以下のすべての条件に該当する方が補助の対象になります。

- ▷ 児童及び保護者が、申請月の初日現在、北区に在住していること
- ▷ 児童が、申請月の初日現在、認証保育所等に在籍していること（月途中からの在籍は対象外となる）
- ▷ 児童が、認可保育所等と二重に在籍していないこと
- ▷ 保護者が、認証保育所等と160時間以上の月極利用契約をしていること
- ▷ 認証保育所等の保育料と、認可保育所を利用した場合に支払う保育料との差額が生じること  
（0～2歳児のお子さんのみ）
- ▷ 保護者（父母ともに）が、保育を必要とする以下の理由に該当すること  
（補助期間はいずれか短い方の期間となる）

保育を必要とする理由	補助期間（最大）	備考
就労（月48時間以上）	雇用更新の期間満了まで	※1 ※2
妊娠・出産	出産予定月と前後2か月（5か月間）	
保護者の疾病・障害	診断書や手帳の有効期限まで	※1
同居親族等の看護・介護	付添、送迎、看護・介護を要しなくなるまで	
災害復旧	災害の復旧が終了するまで	
求職活動	3か月	※2
就学・職業訓練	就学・職業訓練の予定期間が満了するまで	※1
虐待・DV	虐待やDVのおそれがなくなるまで	
対象児童の育児休業取得中	職場復帰した月の前月から	※1
対象児童以外のお子さんの育児休業取得中	育児休業を取得しているお子さんが満2歳に達する年度末まで	

※1 期間の定めがない場合は、お子さんが満6歳に達する年度末までとします。

※2 外国籍の方で在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に補助申請することはできません。

## II. 申請・交付手続き

補助金の交付を受けるためには、提出期日までに必要書類を提出する必要があります。

### 3 申請期日

**注意**

申請は、年度内（4月～翌年3月）に1回となります。

※令和4年度から提出回数に変更になっていますのでご注意ください。

入所月	提出期日
<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度から継続入所</li> <li>令和4年4月入所</li> </ul>	令和4年4月末日
令和4年5月入所 ～令和5年3月入所	入所した月の末日

※ 入所月と補助開始月が異なる場合は、補助対象となる月の月末までにご提出ください。

※ 提出期日に間に合わなかった場合でも、同一年度内は申請することができます。

※ 年度を越えての申請はできません。必ず期限厳守をお願いします。

### 4 提出書類

以下の **A** ～ **E** の必要な書類を北区保育課私立保育園係に郵送又は窓口へ提出してください。

なお、申請に必要な用紙は、北区保育課私立保育園係の窓口で配布しています。

また、北区公式ホームページからもダウンロードすることができます。



#### (1) すべての方が必要な書類

##### **A** 東京都北区認証保育所等保育料補助金交付申請書

➤ きょうだいで申請する場合も、児童一人につき1枚の提出が必要です。

##### **B** 保育を必要とする理由の確認書類

➤ 提出書類の詳細は **P3** を参照ください。

#### (2) 該当する方のみ必要になる書類

##### **C** 在留カード（表面・裏面）の写し

該当者）同居者の中に外国籍の方がいる

##### **D** 戸籍全部事項証明書（謄本）、児童扶養手当証書の写し、 戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載）、離婚調停中である証明など

該当者）ひとり親

##### **E** 住民税課税（非課税）証明書の写し／年間収入報告書

該当者）北区外または海外に住んでいた方（詳細は **P3** を参照ください）

※ 3か月以内に認可保育所の申込みや無償化の手続き等で保育の必要性の認定を受けた方は、

**B** ～ **E** の提出は不要です。

< **B** 保育の必要性の確認書類 >

保育を必要とする理由	必要書類 (①、②は両方ご提出ください。)
就労 (会社勤めの方)	◇ 就労証明書
就労 (自営業の方)	① 就労証明書 ② 自営業をしていることが客観的にわかる資料 〔青色申告決算書の写し、法人税申告書の写し、会社の登記簿の写し (履歴事項全部証明書)、営業許可書、事務所や店舗の賃貸契約書、報酬が分かるもの、請負契約書など〕
妊娠・出産	◇ 母子手帳の表紙と出産予定日のページの写し
保護者の疾病、障害	◇ 保育を必要とすることが明記されている診断書 ◇ 障害者手帳の写し
同居親族等の看護・介護	① 看護・介護状況申告書 ② 看護・介護状況が明記されている診断書等
災害復旧	◇ 災害証明書等
求職活動	—
就学・職業訓練	① 在学 (在籍) 証明書 ② カリキュラムなど毎日の就学時間がわかるもの
虐待やDVのおそれがある	◇ 虐待やDVの状況が客観的にわかる資料
対象児童以外のお子さんの 育児休業取得中	① 就労証明書 ② 育児休業期間証明書

※ 対象児童の育児休業から復帰した場合、育児休業期間終了証明書も必要となります。

※ 単身赴任等で別居している場合、お子さんと同居している保護者の必要書類のみの提出で構いません。

※ 各証明書 (「障害者手帳の写し」を除く) は、証明年月日から3か月以内のものをご提出ください。

< **E** 住民税課税 (非課税) 証明書 / 年間収入報告書が必要な場合 >

補助対象月	状況	必要書類
令和4年4月 ～ 令和4年8月	<u>令和3年1月1日現在</u> 、 北区外に住んでいた方	令和3年度住民税課税 (非課税) 証明書の写し (令和3年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの)
令和4年9月 ～ 令和5年3月	<u>令和4年1月1日現在</u> 、 北区外に住んでいた方	令和4年度住民税課税 (非課税) 証明書の写し (令和4年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの)

※ 各証明書は、証明年月日から3か月以内のものをご提出ください。

※ 上記期間に海外に住んでいた方は、それぞれの年度の「年間収入報告書」をご提出ください。

**5** 交付スケジュール

交付回	対象月	決定通知書の送付	交付時期
第1回	4月～6月分	8月中旬	8月下旬
第2回	7月～9月分	11月中旬	11月下旬
第3回	10月～12月分	2月中旬	2月下旬
第4回	1月～3月分	5月中旬	5月下旬

※ 提出期日に間に合わない場合や申請書類に不足・不備があった場合は、次回にまとめて交付します。

## 6 変更申請

交付申請の手続き後、申請内容に変更が生じた場合は、以下の必要な書類を北区保育課私立保育園係に郵送又は窓口へ提出してください。下記以外にも変更が生じた場合はお問い合わせください。

変更等の内容	提出書類	
	申請書	その他必要な書類
北区外へ転出した場合（※1）	—	
北区内で住所の変更があった場合	●	
認証保育所等を退園した場合（※1）	—	
別の対象施設に転園した場合	●	
振込先口座を変更する場合	●	
世帯構成に変更があった場合 （離婚、結婚、単身赴任等）	●	変更が確認できる書類 ※個別にお問い合わせください。
保育を必要とする理由が変更した場合（※2）	●	保育を必要とする理由の確認書類
住民税の申告（修正）をした場合	—	※個別にお問い合わせください。

※1 申請は取下げとなります。

※2 「求職活動」で申請した方が3か月経過後に就労が確認できなかった場合、申請は取下げとなります。

## 7 申請及び交付の注意事項

- ▷ 補助額の算定に当たり、申請者と同一世帯の方の所得や課税状況を確認させていただきます。
- ▷ 無償化以外のその他補助制度との併用申請はできません。
- ▷ 補助金は、施設に対して保育料の支払状況を照会し、納付が確認できた場合に交付します。  
未納がある場合には、当該月分を除外した額を交付します。
- ▷ 偽りその他の事情により過払いとなった補助金は、判明次第、返還させていただきます。
- ▷ 振込口座や振込額等に関するお問合せは申請者以外の方にはお答えできません。

## 8 幼児教育・保育の無償化（国制度）

令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化は、認証保育所等を利用する一部のお子さんも無償化の対象となります。

年齢／クラス	無償化対象世帯	施設等利用費
0～2歳児	保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯	42,000 円
3～5歳児	保育の必要性の認定を受けたすべての世帯	37,000 円

※ 無償化の対象費用は保育料のみです。実費負担分（食費・おやつ代）は対象外です。

※ 当該月の認証保育所等の保育料が施設等利用費の月額上限に満たないときは、当該月の認証保育所保育料と同額を給付します。

※ 施設等利用費の支給を受けるには、別途手続きが必要になります。



### Ⅲ. 交付額の算定

#### 9 0～2歳児（差額補助）

現在利用している認証保育所等の保育料と、7ページの認可保育園の保育料基準額表から求めた保育料との差額を上限額まで交付します。

(交付上限額) 保育料算定区分	施設等利用費	保育料補助額	交付額合計
(1) 住民税課税世帯 (保育料算定区分：C～D26 階層)		67,000 円	67,000 円
(2) 住民税非課税世帯 (保育料算定区分：A・B階層)	42,000 円	25,000 円	67,000 円

※ 月極保育料（食事・おやつ代込み）に延長料金は含みません。

※ 認証保育所等の保育料は、月 160 時間以上 220 時間までの月極利用料です。

※ 認証保育所等と月 220 時間を超える契約の場合は、月 220 時間の契約料金を上限として補助額を決定します。

#### 算定例 (1) 住民税課税世帯のお子さん

認証保育所等の保育料	60,000 円	60,000 円	補助金額	差額 36,400 円の補助
認可保育園の保育料	23,600 円 (第1子、D9)			
保育料	: 60,000 円	23,600 円	認可保育料 (保護者負担)	
認可保育料	: - 23,600 円			
保育料補助額:		36,400 円		

#### 算定例 (2) 住民税非課税世帯（無償化対象外世帯）のお子さん

##### A) 認証補助上限額を下回るケース

認証保育所等の保育料	60,000 円	60,000 円	補助金額	差額 18,000 円の補助
認可保育園の保育料	0 円			
保育料	: 60,000 円	42,000 円	施設等利用費	42,000 円 ※別途手続きが必要
施設等利用費	: - 42,000 円			
保育料補助額:		18,000 円		

##### B) 認証補助上限額を上回るケース

認証保育所等の保育料	77,000 円	77,000 円	保護者負担	保護者負担 10,000 円
認可保育園の保育料	0 円			
保育料	: 77,000 円	67,000 円	補助金額	差額 25,000 円の補助
施設等利用費	: - 42,000 円			
保護者負担額	: - 10,000 円	42,000 円	施設等利用費	42,000 円 ※別途手続きが必要
保育料補助額:		25,000 円		

## 10 3～5歳児（定額補助）

現在利用している認証保育所等の保育料と同額を補助金額とします。  
ただし、交付上限額を超える場合は交付上限額までが補助金額になります。

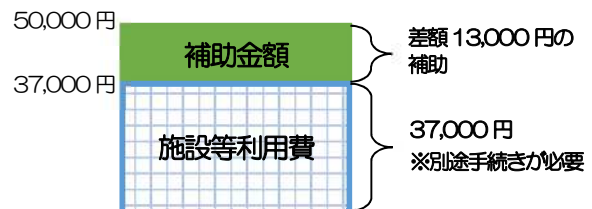
(交付上限額) 保育料算定区分	施設等利用費	保育料補助額	交付額合計
(3) すべての世帯	37,000円	20,000円	57,000円

※ 当該月の認証保育所等の保育料が交付上限額に満たないときは、当該月の認証保育所保育料と同額を交付します。交付額の内訳は施設等利用費を優先とします。

### 算定例 (3) すべての世帯のお子さん

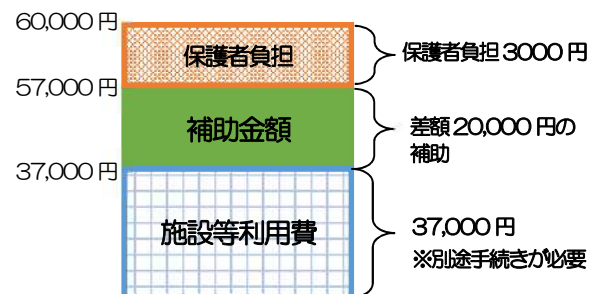
#### A) 認証補助上限額を下回るケース

認証保育所等の保育料	50,000円
認可保育園の保育料	0円
保育料	: 50,000円
施設等利用費	: - 37,000円
保育料補助額	: 13,000円



#### B) 認証補助上限額を上回るケース

認証保育所等の保育料	60,000円
認可保育園の保育料	0円
保育料	: 60,000円
施設等利用費	: - 37,000円
保護者負担額	: - 3,000円
保育料補助額	: 20,000円



## 11 認可保育園の保育料の算定方法

各世帯（父母合算）の住民税の所得割額等に応じて、認可保育園に通われた場合の保育料を算定します。  
所得割額を求める際には以下の点に注意してください。

- ▷ 令和4年4月から令和4年8月までの認可保育園の保育料は、令和3年度の住民税（令和2年1月1日～令和2年12月31日の収入）により決定します。
- ▷ 令和4年9月から令和5年3月までの認可保育園の保育料は、令和4年度の住民税（令和3年1月1日～令和3年12月31日の収入）により決定します。
- ▷ 調整控除のみ税額控除の適用があり、住宅借入金控除や寄付控除等については税額控除の適用がありません。
- ▷ 住民税の所得割額については回答できません。特別区民税の特別徴収額の決定通知書、又は納税通知書等でご確認ください。

詳しくは「令和4年度 保育利用案内」をご確認ください。



## 12 認可保育園の保育料基準額表

住民税などの状況				
階層区分	階層区分の定義	0～2歳クラス		
		第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	1,900	950	
D1	区市町村 民税所得割額	44,600円未満	2,400	1,200
D2		44,600円～45,600円未満	3,100	1,550
D3		45,600円～47,400円未満	6,700	3,350
D4		47,400円～55,800円未満	8,300	4,150
D5		55,800円～63,600円未満	9,400	4,700
D6		63,600円～81,600円未満	15,400	7,700
D7		81,600円～99,600円未満	19,100	9,550
D8		99,600円～117,600円未満	21,500	10,750
D9		117,600円～135,600円未満	23,600	11,800
D10		135,600円～153,600円未満	25,500	12,750
D11		153,600円～180,600円未満	27,500	13,750
D12		180,600円～206,700円未満	29,200	14,600
D13		206,700円～228,300円未満	31,000	15,500
D14		228,300円～249,900円未満	32,500	16,250
D15		249,900円～271,500円未満	34,200	17,100
D16		271,500円～293,100円未満	35,700	17,850
D17		293,100円～314,200円未満	37,200	18,600
D18		314,200円～328,600円未満	38,500	19,250
D19		328,600円～343,000円未満	40,000	20,000
D20		343,000円～413,200円未満	43,400	21,700
D21		413,200円～467,200円未満	48,900	24,450
D22		467,200円～521,200円未満	53,700	26,850
D23		521,200円～689,600円未満	57,500	28,750
D24		689,600円～889,600円未満	62,000	31,000
D25		889,600円～1,289,600円未満	62,500	31,250
D26		1,289,600円以上	63,000	31,500

※ 生計を一にする子どもの年齢に係わらず、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

### － 問合せ及び申請先 －

北区教育委員会事務局  
 子ども未来部保育課私立保育園係（第1庁舎2階2番）  
 〒114-8508  
 北区王子本町 1-15-22  
 TEL：03-3908-1333

